

マゼランリゾート旅行業務取扱料金表

当社では、お客様のご旅行の取扱に際しまして、旅行業法の定めに基づき、旅行業務取扱料金として下記の料金を申し受けます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

手配旅行にかかる取扱料金

内容	料金
手配料金	
日本発 国際航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1航空券につき手配金額の20%以内 (下限料金 ¥10,000)
現地発着航空券のみの手配	1名様1航空券につき手配金額の20%以内 (下限料金 ¥10,000)
ホテル手配	料金の20%以内
現地発着ツアー、ガイド、カーチャーター手配	料金の20%以内
現地交通機関 (鉄道座席・寝台、バス、船舶) 手配	料金の20%以内
レンタカー手配	料金の20%以内
レストラン、ゴルフ、スパ、入場券、その他のサービスの予約	1件につき ¥5,000 (*注1)

* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(*注1) 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも「1件」と数えます。手配日、利用日、利用区間、宿泊・運送期間が異なる場合は、それぞれ「1件」と数えます。

変更手続料金/取消手続料金

内容	料金
日本発 国際航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1航空券につき手配金額の20%以内 (下限料金 ¥10,000)
現地発着航空券のみの手配	1名様1航空券につき手配金額の20%以内 (下限料金 ¥10,000)
ホテル手配	料金の20%以内
現地発着ツアー、ガイド、カーチャーター手配	料金の20%以内
現地交通機関 (鉄道座席・寝台、バス、船舶) 手配	料金の20%以内
レンタカー手配	料金の20%以内
レストラン、ゴルフ、スパ、入場券、その他のサービスの予約	1件につき ¥5,000 (*注1)

* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(*注1) 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも「1件」と数えます。手配日、利用日、利用区間、宿泊・運送期間が異なる場合は、それぞれ「1件」と数えます。 * 航空会社、ホテル等旅行サービス提供期間、ツアーオペレーター、代売会社等に支払う変更料は別途申し受けます。

マゼランリゾート旅行業務取扱料金表

渡航手続代行料金

内容	料金
旅券 申請書類作成のみ	1 件につき ¥10,000 (*注 1)
査証 観光査証の申請書作成と申請代行	1 人 1 国につき ¥60,000 以内 (*注 2)

* 上記各料金には別途消費税がかかります。
 (*注 1) 同旅券印紙代は別途申し受けます。
 (*注 2) 査証料、審査料は別途申し受けます。

その他の料金

内容	料金
旅行相談料金	1 回につき ¥ 10,000
旅行日程表・旅行費用見積書の作成	1 件につき ¥ 5,000
各種証明書 航空会社の予約確認書 (コンスリ)	1 書類につき ¥5,000
E-チケットの再発券 (帰国後のマイレージ登録、会社提出などの理由での再発行)	1 件 1 回につき ¥5,000

* 上記各料金には別途消費税がかかります。

別表第 2 変更補償金 (第 30 条第 1 項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。